

2) 障害がある方向けの就労支援機関

ハローワークの障害者関連窓口

全国のハローワークでは、障害のある求職者の方々向けに以下のようなサービスを実施しております。

【専門の担当者がサポートします！】

障害者のある方向けの窓口では障害に理解のある専門の相談員を配置しております。専門性をいかして、丁寧に向き合い就職から職場定着まで一貫した支援を行います。

【応募書類の作成支援や面接指導も行います！】

就職に向けて履歴書の書き方支援や、模擬面接など障害の特性に合わせきめ細かな支援を行います。

【働きたい職場での実習や個別の求人開拓なども行います！】

ハローワークが連携する支援機関と協力して働く前に実際にその企業で実習を受けることもできます。また、お探し条件に合うような求人を事業主をお願いして出してもらうなどマッチングを意識したサポートも行っています。

【様々な支援機関と連携しサポートします！】

ハローワークだけでなく地域の障害者就業・生活支援センターや地域障害者職業センターなど支援機関と協力して、就職から職場定着まで一貫した支援を実施しています。

(以上、厚生労働省 HP より引用)

専門窓口での登録が必要です。詳しくは前ページの各ハローワークにお問い合わせ下さい。

※「ハローワークプラザ静岡」には障害者関連窓口はありません。

体験談

最初はオンラインで登録しただけだったけど、見られない機能もあると聞いてしばらく経ってから窓口で利用登録をした。実際に相談員の人と話しながら検索した方が、自分に合いそうな職種や企業を選んで応募することができた。

障害をオープンにすることに抵抗があったが、相談員さんが親身になってくれるし、最初にこちらの不得意を伝えられるので気が楽。正直フルタイムの求人は少なく給料は一般の時より減るが、心身の負担も減った。

地域障害者職業センター（静岡障害者職業センター）

地域障害者職業センターは、独立行政法人高齢・障害・休職者雇用支援機構が設置、運営する機関で、ハローワークと連携して障害者の就労支援を行っています。

静岡市内には、「静岡障害者職業センター」があります。

主に以下の4つの支援を行っています。

- ・職業相談・職業評価
- ・職業準備支援
- ・リワーク支援（復職訓練）
- ・ジョブコーチ支援

それぞれの内容については、静岡障害者職業センターホームページ内「障害のある方へのサービス」

(https://www.jeed.go.jp/location/chiiki/shizuoka/22_shizuoka_service1.html)

をご覧ください。

利用にあたってはまず「利用説明会」への参加が必要です。

詳しくは以下にお問い合わせください。



お問い合わせ先

静岡障害者職業センター

住 所 葵区黒金町 59-6 大同生命静岡ビル 7F
開庁日時 8時45分～17時（土日祝、年末年始休暇を除く）
電 話 054-652-3322

体験談

障害者手帳を保持しておらず、大学までほぼ支援なく過ごしてきたので、本人希望によりクローズで就職活動をした。

親子で協力し努力した結果、2つの事業所から内定を得た。そこから1社に絞るための参考にするため、職業評価を受けた。最終は自己選択・自己決定。結果、親の想いと違う自己選択をしたけれど、職業評価は本人の自己理解には繋がったと思う。

現在、就職開始前の2ヵ月程は、職業準備支援に通うよう助言をしている。子どもが自己選択した日、頼んでいた凸凹の子の育て関連の書籍が届いていた。そこには『自己選択・自己決定の大切さ』が書かれていた。タイムリーに親も背中を押された気がした。これからも子どもの1番の理解者、応援団であろうと思う。(家族)

うちの息子が利用を考え始めたのは大学3年の就職活動が始まった2月頃でした。障害者手帳を念の為に取る手続きをしたので、利用しようと思った気持ちになれたのだと思います。

大学4年生から利用を始め、月一度ほど何う中で、職業評価や面談を行いました。面談では幼い時からの生育歴や今までの支援の状況、本人の障害に対する理解の程度、現在の就職活動の状況を話したようです。

私は小さい時からの発達検査の記録と手帳を取るときの診断書？のコピー、幼い頃の様子が見えるものを用意しました。

卒業が確定して年明け、2月ごろから職業準備支援に入りました。3月末まで朝10時から午後3時まで毎日です。途中、病院の受診があったりはしましたが、嫌がることもなく毎日通いました。欠席の時や遅刻の時は指定用紙を提出したり、朝礼があったりと就職を見据えて支援をしてくださったようです。他の利用者の方も入れ替わりはなく、同じようなパソコンを使った事務系の仕事をしていたようでした。午後にはソーシャルスキルトレーニングもありました。障害者枠、一般枠のメリットとデメリットも教えてもらったと話してくれました。お昼ご飯はビルの一階にお弁当屋さんに来ていてそこを利用していました。外食も可能ですが、昼休みに活動記録のようなものも書いていたようです。とにかく毎日でしたが、短時間だったこともあり、楽しく通っていました。(家族)

就労移行支援事業所

「障害者総合支援法」に基づく就労支援サービスのひとつで、利用にあたっては受給者証※が必要です。

就職に必要なスキルの習得と社会的マナー、感情コントロールなどの知識を学ぶ支援機関です。就労に関する相談から適性評価、履歴書の書き方など就労に関して必要になるさまざまな支援を行ってくれます。就職活動を行うときには、就職面接への同行支援などを行ってくれたりもします。主に一般企業の障害者雇用での就労を目指します。

利用できるのは原則18歳～64歳までです。最大2年間利用できます。市内の事業所は、静岡市ホームページ内「障害福祉サービス事業所・障害者支援施設等の紹介」→「市内障害福祉関連事業所一覧」をご覧ください。サービス利用にあたっては、「サービス等利用計画」の作成が必要となり、「指定特定相談支援事業者」との契約も必要となります。受給者証の発行には、所定の手続きが必要です。詳しくは下記にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先

各福祉事務所 障害者支援課

葵区 葵区役所 2階	054-221-1589
駿河区 駿河区役所 1階	054-202-8690
清水区 清水区役所 1階	054-354-2121
蒲原出張所 福祉係 蒲原支所 1階	054-385-7790

※ 障害福祉サービス受給者証についての説明は(P.34)「障害福祉サービスを使うには？」以降をご覧ください。

体験談

初めて福祉サービスを使うので、何が何だかわからず…。混乱しました((*_*)(本人、家族)

児童発達支援や放課後等デイサービスを使っていたので、「就労も似た感じなんだ」となんとなくイメージできました。(家族)

「障害者職業センターでも職業の準備支援はしているけど、2～3か月くらいと言われたので、2年使える就労移行支援事業所に決めた」そうです。「就労移行支援事業所は大学で言う通常授業、障害者職業センターは集中講義みたいな感じかな」と言っていました。(家族)

「指定特定相談支援事業者」は、高齢者で言うと「老人ホームを使うには施設を決めるだけでなく、ケアマネさんにプランを書いてもらう必要がある」のと同じ感じですね。(家族)

最初は「手続きがめんどくさい」と思ったけど、相談支援事業所が入ってくると「就労支援機関には言いにくいこと(苦情や相談)」も言えるのでありがたいと思いました。(本人、家族)

私が利用した就労移行支援事業所は、実際の会社のような机や椅子があって、朝礼やグループワークがあったり、パソコンでのデータ入力、電話の対応の練習やソーシャルスキルトレーニングなどいろいろ教えてもらえました。実習でフィードバックをもらったり、就職活動のコツを教えてもらって良かったです。(本人)

就労継続支援 A 型・B 型事業所

「障害者総合支援法」に基づく就労支援サービスのひとつで、利用にあたっては受給者証が必要です。利用できるのは原則 18 歳～ 64 歳までです。

「就労移行支援事業所」と同様に、市内の事業所は静岡市ホームページ内「障害福祉サービス事業所・障害者支援施設等の紹介」→「市内障害福祉関連事業所一覧」に掲載されています。利用にあたり「指定特定相談支援事業所」と契約して「サービス等利用計画」を作成してもらうなど、所定の手続きが必要です。受給者証の発行については (P. 34) 「各区障害者支援課」へお問い合わせください。ハローワークに求人票が出るため、実際に働く事業所を探すにはハローワークの障害者相談窓口にお問い合わせ、ハローワークを通じて応募してください。

就労継続支援 A 型

雇用契約を結んで仕事をを行います。最低賃金 (1 時間あたり) が保障されており、おおむね週に 20 時間以上働ける方が対象です。20 時間を超えて働くことが可能な場合には、雇用保険への加入が可能となります。

「一般就職をしたけど、心身の負担が大きかった」「就労移行支援事業所を利用したり、学校を卒業して就職活動を行ったが、雇用に結びつかなかった」方が利用されることが多いです。一般就職や障害者雇用での就労に比べると仕事の難易度は易しいですが、継続的に利用できることが前提となります。

就労継続支援 B 型

雇用契約を結ばない就労です。「障害者総合支援法」に基づく就労支援サービスのひとつで、利用にあたっては受給者証が必要です。

長時間の作業が困難であったり、作業内容への配慮が大きくなる必要な方向いた就労形式です。短時間から慣らして徐々に長時間の通所も可能ですが、週に 20 時間以上働いても雇用保険に加入することはできません。働いた分だけの工賃が支払われますが、月 1～2 万円程度が多いです。

体験談

A 型事業所で働いています。内容は清掃です。今まではアルバイトを繰り返してきたけどうまくいかず、診断をもらったことをきっかけにハローワークに相談したら A 型事業所を勧められました。オフィスワークやチラシ配り、作物の栽培、倉庫内での部品の仕分けなどいろいろありました。最低賃金でもしっかりお金がもらえるのはいいかなと思いました。(本人からの話を改変)

色々な事業所があるので、希望する実習先を絞れるように中学卒業までに情報を

集めたり、事業所の見学会に参加して仕事内容を調べていました。

実習をさせていただいた中から、職場の雰囲気や仕事内容の合うところを選びました。本人のやりたかった仕事内容だったこともあり、毎日元気に通っています。(北支援高等学校卒業、B 型事業所就労した方の保護者)

.....
 高等部卒業後、就労継続支援 B 型で働いています。写真は、ネギの選別をしているところです。それ以外の仕事は、フードロス事業の食品の仕分けや米の計量、大手企業の内職 (箱詰め、シール貼り、出庫作業、納品) 等、たくさんあり、どの作業でも対応できるという事で頼りにされているようです。(家族)



障害者就業・生活支援センター

障害者就業・生活支援センターは、障害者の職業生活における自立を図るため、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関との連携の下、障害者の身近な地域において就業面及び生活面における一体的な支援を行い、障害者の雇用の促進及び安定を図ることを目的として、全国に設置されています。(以上、厚生労働省 HP より引用)

静岡市内には、「障害者就業・生活支援センターさつき」があります。

<相談の一例> (さつき HP より引用)

- ・就職したいが、今の状態では不安がいっぱい。
- ・仕事が自分に合うだろうか。
- ・就職に役立つ福祉サービスや制度を知りたい。
- ・生活が整えば、仕事も続けられるのに。
- ・職場で困っていることがある。

体験談

障害者職業センターのジョブコーチが終了になる際に、今後の相談先として勧められた。(本人からの話を改変)

転職に伴って職員寮を出なければならず、自分の特性が影響して住居探しが大変だったが「さつき」に相談したら手伝ってもらえて助かった。(本人からの話を改変)

お問い合わせ先

障害者就業・生活支援センターさつき

場 所： 葵区慈悲尾 180

受付時間： 平日 9 時～ 17 時 (土日祝日、夜間は留守番電話にて対応)

電 話： 054-277-3019

E-mail : satuki.hokuto3019@meikoukai.or.jp